

国民年金特集

平成14年4月から
国民年金の取り扱いが一部変わります!

納付書の発行と保険料の納付は国に変わります。

◆納付書は、これまで本市が発行していましたが、平成14年4月から国(社会保険庁)が発行します。

◆保険料は、全国の金融機関(銀行・信用金庫・郵便局・農漁協・信用組合等)を通じて国へ直接納付することになります。

◆保険料の納付に関するご相談は、京都西社会保険事務所へお問い合わせください。

所在地 〒615-8511 京都市右京区西京極南大入町81

電話 075-315-1881(代表)

●ご注意

平成13年度分(平成13年4月から平成14年3月分)の本市が発行した納付書は、平成14年4月末日まで使用することができます。

保険料	納付する月	平成14年3月まで	平成14年4月	平成14年5月以降
平成13年度 (平成13年4月~14年3月分) 保険料		向日市発行の納付書をお使いください		国(社会保険庁)発行の納付書を使い納めます。
平成14年度 (平成14年4月以降分) 保険料			国(社会保険庁)発行の納付書を使い保険料を納めます。向日市役所では納付書を発行しません。	

第3号被保険者の届出は、配偶者の勤務先にかわります。

第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている妻(夫))の届出は、配偶者(第2号被保険者)の勤務先にかわります。

第3号被保険者に該当した場合、これまで本人が本市の年金担当窓口へ届出をしていましたが、平成14年4月からは各種届出(資格取得、資格喪失、種別変更、住所変更、死亡届)は配偶者である第2号被保険(厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員)の勤務先の事業主または共済組合が、事業所管轄の社会保険事務所に届出する方法が変わります。

年金裁定請求書の受付窓口が変更になります。

第3号被保険者期間を有する方の年金裁定請求書は、社会保険事務所で受付することになりました。(第1号被保険者期間のみの方の年金裁定請求書等は、従来どおり本市の国民年金担当係の受付となります。)

国民年金保険料の半額免除制度が導入されます。

一定の所得以下の第1号被保険者については、申請に基づき、保険料の半額の納付を免除する「半額免除制度」が平成14年4月から導入されます。

老齢基礎年金額の計算にあたっては、保険料の半額免除期間は、保険料を納めた期間の3分の2と計算されます。

なお、半額免除期間中に納付がないときは、未納扱いになります。また、学生納付特例が利用できる学生に対しては適用されません。

◆免除申請書の提出先は本市の国民年金担当係です。

年金相談

年金に関する相談を開設しています。お気軽にご相談ください。

■相談日 毎週木曜日 午前10時~午後4時

■場所 向日市役所 1階 市民相談室

☆ 国民年金に関するお問い合わせ

・向日市役所保険年金課年金係(内線218・246)

・京都西社会保険事務所 ☎315-1881

615-8511 京都市右京区西京極南大入町81

・京都年金相談サービスセンター ☎213-2000

〒600-8006京都市下京区柳馬場四条下る四条SETビル1階

お問い合わせ 保険年金課年金係☎931-1111内線218・246



国民年金のしくみ

国民年金の被保険者

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が職業などによって3種類に分かれて加入する制度です。

●必ず加入する人

☆第1号被保険者

日本に住所のある農林漁業・自営業・学生・無職の人(20歳以上60歳未満)第1号被保険者に該当したときは届出が必要です。

保険料は納付通知書・口座振替等を利用して自分で納めます。

☆第2号被保険者

厚生年金・共済組合等に加入している人で原則65歳未満(平成14年4月以降は70歳未満)の人勤務先が行う加入手続きによって第2号被保険者となりますので、本人が届出する必要はありません。

保険料は、給料から差し引かれますので国民年金保険料を払う必要はありません。

☆第3号被保険者

厚生年金や共済組合等に加入している第2号被保険者に扶養されている

20歳以上60歳未満の配偶者第3号被保険者に該当した時は届出が必要です。(平成14年4月からは勤務先が届出先です。)

保険料は、厚生年金保険や共済組合等の制度全体が負担しますので直接納める必要はありません。

●希望で加入する人

☆日本に住所のある60歳以上65歳未満の人

☆日本に住所のある60歳未満で他の公的年金から老齢(退職)年金を受けられる人

☆海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

☆昭和30年4月1日以前生まれた人で、65歳になったときに老齢(退職)年金が受けることができない65歳以上70歳未満の人(年金が受けることができるまでの間)

※退職・結婚・離婚・収入の増減等によって加入する種類が変わったときその都度、届出が必要です。

国民年金の保険料

●年金の保険料

☆保険料の額

国民年金の保険料は、定額保険料13,300円、定額+付加保険料13,700円です。(前納割引制度があります。)

●保険料免除制度

☆法定免除

生活保護を受けたり、障害基礎年金を受けている時に届出により免除されます。

☆申請免除

失業・倒産等により保険料を納めるのが世帯として著しく困難なときに申請し、承認されたときに免除されます。

☆学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下(平成13年度では68万円)のときに申請すると保険料を払う必要がありません。

※免除期間は老齢基礎年金を受けるときに3分の1として計算します。

学生納付特例期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給要件に算入されますが、老齢の年金額には反映しません。

※半額免除制度の創設(平成14年4月から)一定の所得以下の人が申請し、承認されたときに保険料の半額が免除されます。

●追納制度

免除期間や学生納付特例期間について10年以内であれば保険料を納付すること(追納)ができます。

